

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金

対象確認シート（早期給付）

Q1 私立高等学校等に平成 26 年度以降に入学し、4 月 1 日現在在籍しており、保護者等が千葉県内に在住していますか？

はい

いいえ

給付金対象外

Q2 現在、在学する高等学校等に令和 8 年 4 月 1 日以降に入学しましたか。

はい（新入生）

いいえ（在校生）

早期給付対象外
※通常給付で
申請してください。

Q3 保護者等全員が生活保護世帯か、令和 7 年度住民税が非課税世帯に該当しますか。

はい

いいえ

早期給付対象外
※通常給付で
申請してください。

Q4 日本国籍を有していますか。

はい

いいえ

Q5 在留資格は①～③に該当しますか。

- ①特別永住者／永住者／日本人の配偶者等／永住者の配偶者等
- ②定住者（日本に永住する意思がある方に限る）
- ③家族滞在であり、以下両方を満たす
 - ・日本の小中学校を卒業
 - ・日本に就労して定着する意思がある
- ④上記以外

はい（①～③）

いいえ（④）

Q6 在留資格は「留学」ですか。

はい（留学）

いいえ（留学以外）

給付金対象外

支給対象です。該当する区分によって給付額が異なりますので、下記のとおりご確認ください。

<給付額（年額）>

	全日・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	13,150 円（年額 52,600 円）	13,150 円（年額 52,600 円）	対象外
住民税非課税世帯	38,000 円（年額 152,000 円）	13,025 円（年額 52,100 円）	13,025 円（年額 52,100 円）

※早期給付では、年額の 4 分の 1 のみ早期に支給します。

年額分の支給を受けるためには、通常給付と併せて 2 回申請が必要になります。

一括で支給を受けたい方は通常給付を選択してください。